

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月28日

【事業年度】 第1期中（自 2024年6月14日 至 2024年12月13日）

【発行者名】 合同会社CPFフィルムファンド

【代表者の役職氏名】 代表社員 一般社団法人CPFフィルムファンド
職務執行者 池田 勉

【主たる事務所の所在の場所】 東京都港区元赤坂一丁目1番8号

【事務連絡者氏名】 FGIキャピタル・パートナーズ株式会社
代表取締役社長 高須 哲弥

【電話番号】 03-6456-4630（代表）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【組合等の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】

映画デジタル証券・フィルムメーカーズプロジェクト1 - HERO's ISLAND（以下「本匿名組合」といいます。）の事業年度は、第1期を、合同会社CPFフィルムファンド（以下「発行者」といいます。）が各投資家との間で締結した匿名組合契約（その後の変更を含み、以下「本匿名組合契約」といいます。）の締結日である2024年8月15日から2025年5月31日までの期間とし、その後、2025年6月1日以降毎暦年の6月1日から翌暦年の5月31日までの12か月の各期間をいいます。

| 期別 | 第1期中 | |
|--|--------------------------------|---------|
| 会計期間 | 自 2024年 8月15日 至 2024年12月13日 | |
| 営業収益 (千円) | | — |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | | △32,942 |
| 中間 (当期) 純利益又は中間 (当期) 純損失 (△) (千円) | | △32,942 |
| 出資持分総額 (千円) | | 368,000 |
| 発行済出資持分の総数 (口) | | 3,680 |
| 純資産額 (千円) | | 335,057 |
| 総資産額 (千円) | | 339,567 |
| 1口当たり純資産額 (円) | | 91,048 |
| 1口当たり中間 (当期) 純利益又は1口当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円) | | △8,951 |
| 自己資本比率 (注2) (%) | | 98.7 |
| 自己資本利益率 (注3) (%) | | △9.4 |

(注1) 金額は表示未満を切捨てて記載しています。特段の記載がない限り、以下同じです。

(注2) 自己資本比率=純資産額/総資産額 (小数点第2位四捨五入)

(注3) 自己資本利益率=中間 (当期) 純利益又は中間 (当期) 純損失/期首期末の純資産額の平均 (小数点第2位四捨五入)

(2) 【組合等の出資総額】

2024年12月13日現在の組合等の出資総額、組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数は下記のとおりです。

| | |
|------------|-----------|
| 出資総額 | 368,000千円 |
| 出資持分の総数 | 3,680口 |
| 発行済出資持分の総数 | 3,680口 |

また、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減は下記のとおりです。

| 年月日 | 摘要 | 発行済出資持分総数 (口) | | 出資持分総額 (千円) | | 備考 |
|------------|--------|---------------|-------|-------------|---------|-----|
| | | 増減 | 残高 | 増減 | 残高 | |
| 2024年8月15日 | 匿名組合出資 | 3,680 | 3,680 | 368,000 | 368,000 | (注) |

(注) 1口当たり発行価格100,000円にて、本匿名組合が成立しました。

(3) 【その他】

- ① 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

- ② 契約又は規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項
 - イ 契約又は規約の変更
発行者は、2025年2月28日、本匿名組合契約を変更しました。
 - ロ 営業譲渡又は営業譲受
該当事項はありません。
 - ハ 出資の状況その他の重要事項
前記「(2) 組合等の出資総額」をご参照ください。

- ③ 訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

2 【組合等の運用状況】

(1) 【投資状況】

本匿名組合の当中間決算期末における投資状況は、下記のとおりです。

| 資産の種類 | 保有総額 (千円) | 対総資産比率 (%) |
|---------|-----------|------------|
| 出資金 | 316,680 | 93.3 |
| その他資産 | 22,887 | 6.7 |
| 資産総額 | 339,567 | 100.0 |
| 負債総額 | 4,509 | 1.3 |
| 純資産総額 | 335,057 | 98.7 |
| 負債純資産総額 | 339,567 | 100.0 |

(2) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

| 年月日 | 総資産額 (千円) | 純資産額 (千円) | 1口当たりの純資産額 (円) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 2024年12月13日 (第1期中) | 339,567 (339,567) | 335,057 (335,057) | 91,048 (91,048) |

(注1) 各計算期末に分配を行った後の分配後の額を括弧内に記載しています。

(注2) 「総資産額」、「純資産額」及び「1口当たり純資産額」については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

② 【分配の推移】

| 事業年度 | 分配総額 (千円) | 1口当たりの分配金額 (円) |
|---------------------------------------|-----------|----------------|
| 第1期中 (2024年 8月15日 ～2024年12月13日) | — | — |

(注) 分配を実施していないため、記載していません。

③ 【自己資本利益率 (収益率) の推移】

| 事業年度 | 自己資本利益率 (収益率) (%) |
|---------------------------------------|-------------------|
| 第1期中 (2024年 8月15日 ～2024年12月13日) | △9.4 |

(3) 【販売及び払戻しの実績】

| 事業年度 | 販売数量 (口) | 買戻数量 (口) | 発行済口数 (口) |
|---------------------------------------|----------|----------|-----------|
| 第1期中 (2024年 8月15日 ～2024年12月13日) | 3,680 | 0 | 3,680 |

3 【資産運用会社の概況】

(1) 【資本金の額】

① 名称

FGIキャピタル・パートナーズ株式会社

② 資本金の額

本書の日付現在 50百万円

③ 事業の内容

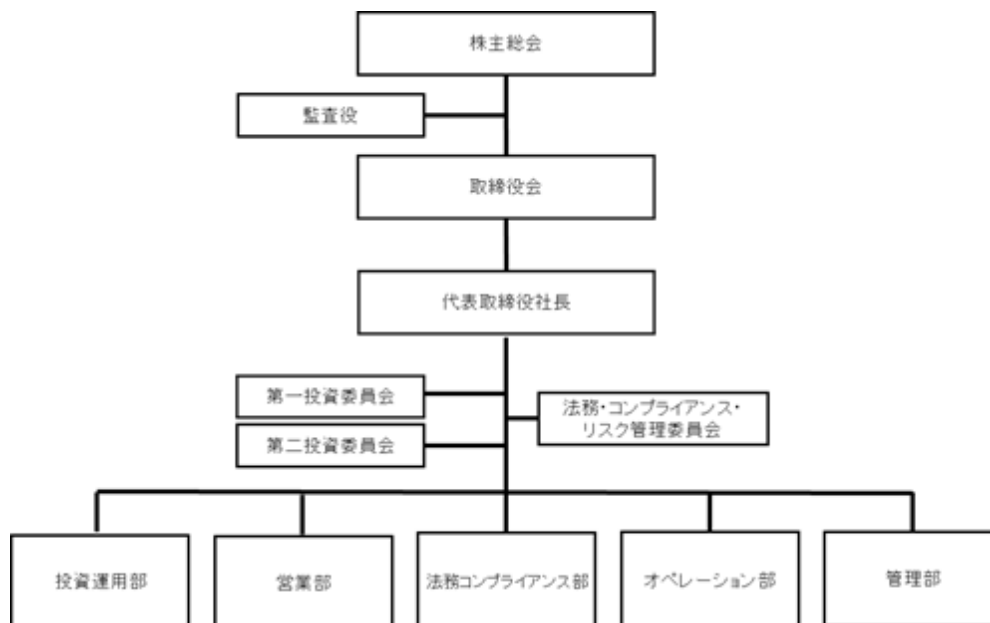
金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づく登録を受けて金融商品取引業を営んでいます。

(2) 【運用体制】

発行者は、FGIキャピタル・パートナーズ株式会社（以下「アセットマネージャー」といいます。）との間でアセットマネジメント契約を締結し、その資産の取得・運営・管理等に関する業務を同社に委託しています。

① 業務運営の組織体制

アセットマネージャーの業務運営の体制は下記のとおりです。



アセットマネージャーは、上記組織体制のもと、発行者との間で締結したアセットマネジメント契約に基づき、その資産の取得・運営・管理等に関する業務を受託します。

② 各組織の業務分掌

アセットマネージャーにおいて、発行者の資産の取得・運営・管理等に係る業務を行う投資運用部、法務コンプライアンス部の業務分掌は、下記のとおりです。

| 部署名 | 業務分掌 |
|-------------|--|
| 投資運用部 | 投資運用部は、第一投資委員会及び第二投資委員会での討議、決定に基づき、当該決定に基づく業務執行を担当する。 |
| 法務コンプライアンス部 | 法務コンプライアンス部は法務・コンプライアンス・リスク管理委員会での討議、決定に基づき、当該決定に基づく業務執行を担当する。 |

③ 各委員会の概要

アセットマネージャーにおいて、発行者の資産の取得・運営・管理等に係る業務に関連する各委員会の概要は、下記のとおりです。

・法務・コンプライアンス・リスク管理委員会

| | |
|------|---|
| 委員 | 取締役、コンプライアンス・オフィサー、法務コンプライアンス部（事務局） （ただし、各部の責任者は必要に応じて参加できるものとします。） |
| 討議事項 | (1) 業務運営に関する法令等遵守上の諸問題 (2) 顧客からの苦情等 (3) 新しい運用のスキーム及び投資助言等に関してコンプライアンス上の諸問題 (4) 事故・事務処理ミス等の報告 (5) 投資者保護上の諸問題 (6) 法令諸規則の改訂及び法令等遵守に関する実践計画・行動規範の策定 (7) 日常的なオペレーション及び投資運用管理業務に係る諸問題 |

・第一投資委員会・第二投資委員会

第一投資委員会は、主に上場有価証券の運用に係る投資方針の決定を行い、第二投資委員会は、主に未上場有価証券及び有価証券とみなされる権利の運用に係る投資方針の決定を行っていることから、法人関係情報の分離等の観点から投資委員会を分離独立させています。また、相互に情報共有等については細心の注意を払い、コンプライアンス・オフィサーが出席等することにより、適正性及び遵法性を担保しています。

| | |
|------|--|
| 委員 | 代表取締役、投資運用部スタッフ、コンプライアンス・オフィサー、投資運用部（事務局） |
| 討議事項 | (1) 運用計画 (2) 運用実行 (3) 信託銀行への指図等の運用管理 (4) 運用内容に関する報告 (5) 投資情報の収集・分析及び提供 (6) 内外の経済情勢、景気動向の分析、調査、研究 (7) 個別企業の分析、調査 (8) 先端技術の調査、研究 (9) 投資解析及び証券市場分析 (10) 投資判断の資料の提供 (11) 運用状況の分析（発注先管理、運用委託先管理を含みます。） (12) 議決権行使に係る意思決定 |

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 比率（％）（注） |
|------------------|------------------------------------|----------|----------|
| フィンテック グローバル株式会社 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階 | 20,400 | 100.0 |

(注) 「比率」とは、発行済株式総数に対する所有株式数の比率をいいます。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

| 役職名 | 氏名 | 主要略歴 | | 所有 株式数 (株) |
|-------------|-------|-------|--|------------------|
| 代表取締役 社長 | 高須 哲弥 | 1988年 | コスモ証券株式会社 入社 | 0 |
| | | 1993年 | コスモ投信株式会社 出向 | |
| | | 1999年 | 朝日生命投資顧問株式会社 (現 朝日ライフアセットマネジメント株式会社) 入社 | |
| | | 2002年 | RSアセット・マネジメント株式会社 (現 ペイビュー・アセット・マネジメント株式会社) 執行役員 | |
| | | 2010年 | ブラザアセットマネジメント株式会社 取締役 | |
| | | 2014年 | FGIキャピタル・パートナーズ株式会社 入社 | |
| | | 2015年 | 同社、代表取締役社長 (現任) | |
| 取締役 | 吉岡 尚子 | 2001年 | 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (現 PwC税理士法人) 入所 | 0 |
| | | 2005年 | 株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 入社 | |
| | | 2007年 | シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向 同社 ファンドマネジメント部長 | |
| | | 2011年 | フィンテック グローバル株式会社 入社 | |
| | | 2012年 | フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役 | |
| | | 2014年 | フィンテック グローバル株式会社 グループ事業開発本部 プリンシパルインベストメント事業部長 | |
| | | 2017年 | 同社 執行役員 プロジェクト推進部長 | |
| | | 2019年 | フィンテックアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 | |
| | | 2020年 | フィンテック グローバル株式会社 取締役 | |
| | | 2023年 | 同社 取締役 上席執行役員 事業開発本部 事業統括部管掌 事業開発本部長 (現任) フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役 (現任) FGIキャピタル・パートナーズ株式会社 取締役 (現任) | |
| 取締役 | 依田 太 | 2002年 | 金融庁検査局 証券取引等監視委員会 (併任) 入庁 | 0 |
| | | 2005年 | インベスコ投信投資顧問株式会社 (現 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社) 入社 | |
| | | 2009年 | 社団法人日本証券投資顧問業協会 (現 一般社団法人日本投資顧問業協会) 自主規制第一部会 (一任) メンバー (現任) | |
| | | 2011年 | フィンテック グローバル株式会社 コンプライアンス・オフィサー (現任) フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役 (現任) FGIキャピタル・パートナーズ株式会社 取締役 (現任) | |

| 役職名 | 氏名 | 主要略歴 | | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------|---|--------------|
| 監査役 | 水上 玉青 | 2009年 | 株式会社OGIホールディングス 入社 株式会社OGIキャピタル・パートナーズ（現 FGIキャピタル・パートナーズ株式会社） 転籍 | 0 |
| | | 2011年 | フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス室 | |
| | | 2015年 | フィンテック グローバル株式会社 内部監査室長 | |
| | | 2018年 | 同社 事業統括部長 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 取締役 フィンテック グローバル株式会社 事業統括部長 兼 人事総務部担当部長 | |
| | | 2019年 | FGIキャピタル・パートナーズ株式会社 監査役 | |
| | | 2020年 | フィンテック グローバル株式会社 執行役員 事業統括部長 兼 人事総務部担当部長 | |
| | | 2021年 | フィンテックアセットマネジメント株式会社 執行役員 コンプライアンス室長 | |
| | | 2022年 | フィンテック グローバル株式会社 執行役員 事業統括部長 兼 内部監査室長 FGIキャピタル・パートナーズ株式会社、監査役（現任） | |
| | | 2023年 | フィンテック グローバル株式会社、執行役員 事業統括部長 兼 人事総務部長 兼 内部監査室長 同社 執行役員 事業統括部長 兼 内部監査室長（現任） | |

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

アセットマネージャーは、金融商品取引法に基づく登録を受けて金融商品取引業を営んでいます。なお、本書の日付現在、アセットマネージャーが資産の運用を受託している主要な組合等（純資産額100百万円超）は下記のとおりです。

| 組合等の名称 | 基本的性格 | 契約年月日 | 純資産額 | |
|----------------------|----------------|-------------|------------|-----------------|
| | | | 総額 (千円) | 内国債等1口当たりの額 (円) |
| Aoba Fund LPS | 上場株式（日本）への投資 | 2016年2月1日 | 1,232,099 | — |
| スマートエネルギー投資合同会社 | 未上場株式（日本）への投資 | 2016年12月12日 | 750,676 | — |
| MOST投資事業有限責任組合 | 未上場株式（日本）への投資 | 2022年1月26日 | 279,260 | — |
| UUUM1号合同会社UUUM3号匿名組合 | 外国籍投信への投資 | 2023年7月1日 | 575,233 | — |
| 合同会社ムーバルオリオン | 信託受益権への投資 | 2024年3月28日 | 371,408 | — |
| UUUM1号合同会社UUUM4号匿名組合 | 外国籍投信・国内社債への投資 | 2024年7月1日 | 661,926 | — |
| 合同会社白楽ホームホールディングス | 国内株式への投資 | 2024年9月25日 | 435,000 | — |

4 【組合等の経理状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

本匿名組合の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

本匿名組合は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年8月15日から2024年12月13日まで）の中間財務諸表について、けやき監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 (2024年12月13日) |
|------------|--|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 22,578 |
| 立替金 | | 231 |
| 流動資産合計 | | 22,809 |
| 固定資産 | | |
| 投資その他の資産 | | |
| 出資金 | | 316,680 |
| 投資その他の資産合計 | | 316,680 |
| 固定資産合計 | | 316,680 |
| 繰延資産 | | |
| 創立費 | | 77 |
| 繰延資産合計 | | 77 |
| 資産合計 | | 339,567 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払費用 | | 4,509 |
| 流動負債合計 | | 4,509 |
| 負債合計 | | 4,509 |
| 純資産の部 | | |
| 匿名組合出資金 | | 368,000 |
| 剰余金 | | |
| 中間未処理損失(△) | | △32,942 |
| 剰余金合計 | | △32,942 |
| 純資産合計 | | 335,057 |
| 負債純資産合計 | | 339,567 |

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|----------------|---------|
| (自 2024年 8月15日 | |
| 至 2024年12月13日) | |
| 営業費用 | |
| 業務委託費 | 17,872 |
| 通信費 | 2 |
| 消耗品費 | 10 |
| 租税公課 | 87 |
| 支払手数料 | 46 |
| 支払報酬 | 14,911 |
| 営業費用合計 | 32,931 |
| 営業損失(△) | △32,931 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 営業外収益合計 | 0 |
| 営業外費用 | |
| 創立費償却 | 10 |
| 営業外費用合計 | 10 |
| 経常損失(△) | △32,942 |
| 税引前中間純損失(△) | △32,942 |
| 中間純損失(△) | △32,942 |

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

(1) 繰延資産の処理方法

創立費

定額法(3年)を採用しております。

(2) 出資金の会計処理

匿名組合に対する出資については、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「出資金」として計上しております。

(中間貸借対照表関係に関する注記)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係に関する注記)

該当事項はありません。

(リース取引に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の中間貸借対照表計上額の合計額は316,680千円であります。また、現金及び預金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。さらに、重要性の乏しいものについても注記を省略しております。

(セグメント情報等に関する注記)

本匿名組合は、映画を投資対象とする投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(単位：円)

| | 当中間会計期間 (自 2024年8月15日 至 2024年12月13日) |
|---------------|--|
| 1口当たり純資産額 | 91,048 |
| 1口当たり中間純損失(△) | △8,951 |

(注1) 1口当たり中間純損失は、中間純損失を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。なお、潜在投資口調整後1口当たり中間純利益については、1口当たり中間純損失であり、また、潜在投資口が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1口当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 当中間会計期間 (自 2024年8月15日 至 2024年12月13日) |
|----------------------|--|
| 中間純損失(△)(千円) | △32,942 |
| 匿名組合員に帰属しない金額(千円) | — |
| 匿名組合員に係る中間純損失(△)(千円) | △32,942 |
| 期中平均投資口数(口) | 3,680 |

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月26日

映画デジタル証券・フィルムメーカーズプロジェクト1

- HERO's ISLAND匿名組合

営業者 合同会社CPFフィルムファンド

代表社員 一般社団法人CPFフィルムファンド

職務執行者 池田 勉 殿

けやき監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士

吉村 潤一

業務執行社員

指定社員

公認会計士

宮下 圭二

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられている合同会社CPFフィルムファンドを営業者とする映画デジタル証券・フィルムメーカーズプロジェクト1-HERO's ISLAND匿名組合の2024年8月15日から2025年5月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（2024年8月15日から2024年12月13日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、映画デジタル証券・フィルムメーカーズプロジェクト1-HERO's ISLAND匿名組合の2024年12月13日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年8月15日から2024年12月13日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、営業者から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する営業者の責任

営業者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために営業者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、営業者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連

する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、匿名組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

利害関係

営業者と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は営業者（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。